



2019年5月21日

各 位

会 社 名 株式会社椿本チエイン
代 表 者 名 代表取締役社長 大原 靖
(コード番号 6371 東証 第1部)
問 合 せ 先 執行役員 本社部門統括
経営企画室長 岡本 雅文
(TEL. 06-6441-0054)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月27日開催予定の第110回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第24条(取締役会の招集および議長)について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。ただし、 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。 ② (記載省略) ③ (記載省略)	(取締役会の招集および議長) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会で定めた取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。ただし、 <u>当該取締役</u> に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。 ② (現行通り) ③ (現行通り)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月27日
定款変更の効力発生日 2019年6月27日

以 上